平成２４年（フ）第１３８号
宮崎市東大宮１丁目９番５号
債務者　若松　和久
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永友　郁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２２号
京都府舞鶴市字行永1090番地の28
債務者　八木尾宜久
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富永　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１２７号
函館市上野町38番27号
債務者　西村　良一
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１５３号
函館市北美原３丁目24番11号
債務者　高見　圭子（旧姓岩城）
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１６６号
北海道亀田郡七飯町字上藤城４番地33
債務者　橘　あづさ（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１６６号
愛知県岡崎市羽根北町３丁目４番地７　メイプル羽根北110
債務者　世古　真治
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１９２号
愛知県安城市二本木新町１丁目15番地10
債務者　渡邉　昌洋
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２１２号
愛知県豊田市西町４丁目26番地７　エマリタス豊田203号
債務者　大宮　千鶴
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２８１号
埼玉県越谷市大字下間久里1168番地１　越谷スカイハイツＡ―401
債務者　宮本　康生
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１９２号
埼玉県大里郡寄居町大字桜沢2597番地３
債務者　鎌田　哲男
1　決定年月日時　平成24年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２００号
埼玉県深谷市西島町３丁目６番地７　後藤ビル302号
債務者　斎藤　恵美
1　決定年月日時　平成24年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２０号
埼玉県秩父郡皆野町皆野2325―１、住民票上の住所埼玉県深谷市田谷116番地１
債務者　門平　将幸
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第２３号
埼玉県秩父市寺尾1310番地　ラークハイツ205、旧住所埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬6338番地２
債務者　石川奈津子（旧姓田**陽**）
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第２６号
滋賀県長浜市八島町1503番地
債務者　中嶋　幸子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
福岡県行橋市大字草野141番地１　オネストハウスＣ―102
債務者　野田美千春
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
福岡県行橋市大字草野141番地１　オネストハウスＣ―102
債務者　野田　裕美
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
北海道野付郡別海町別海緑町108番地の８
債務者　柴田　慶一
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部